

奈良県告示第五百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

遅瀬（へ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を里道の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を里道の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域所在地及び標柱番号

山辺郡山添村大字遅瀬	一二〇二番二	一号及び十三号
〃	九〇三番二	二号及び三号
〃	九〇四番	四号
〃	九〇二番	五号
〃	一二四一番	六号
〃	一二六三番	七号
〃	一三五九番二	八号
〃	一三五七番二	先里道
〃	一二三五番	九号
〃	一二三〇番	十号
〃	一二二五番	十一号
〃	一二二五番	十二号